

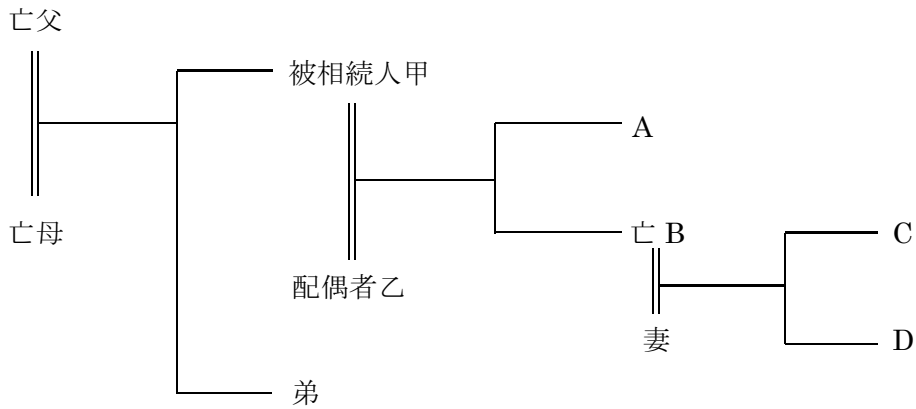
第●回相続税法能力検定試験 問題

1級

解答は解答用紙に

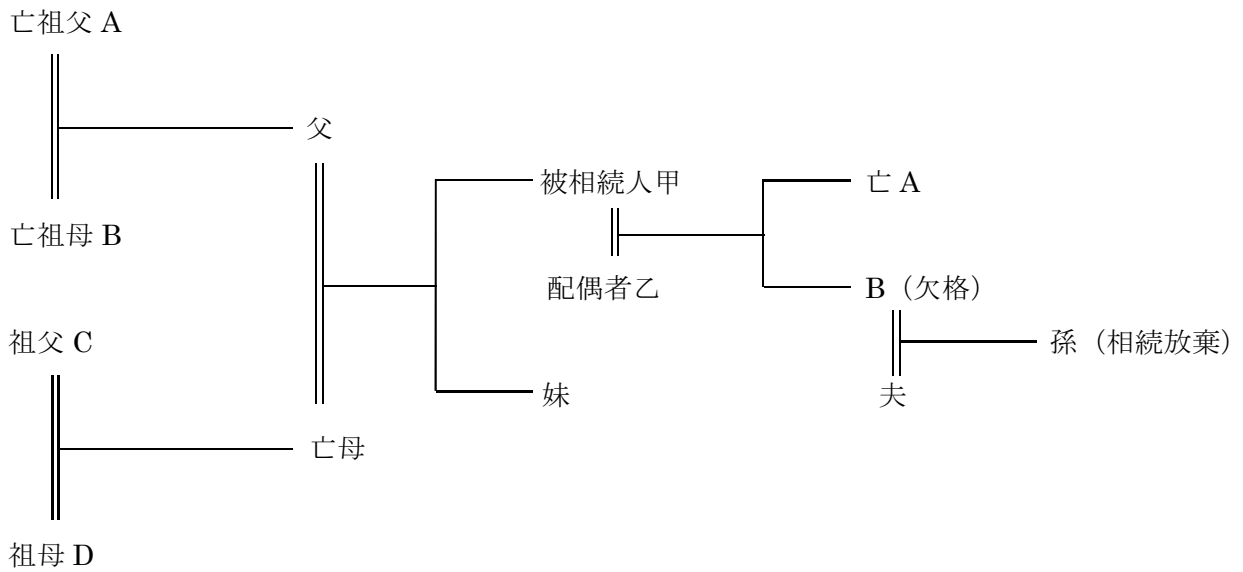
第1問 次の〈設例〉により民法に定める相続人及びその相続分を求めなさい。(20点)

〈設例1〉



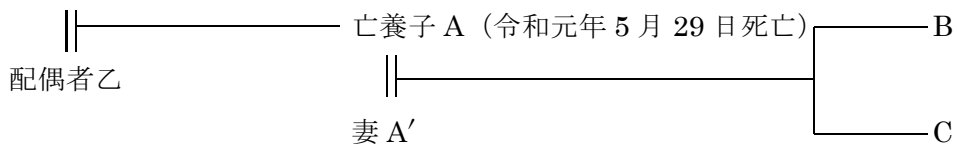
※ Dは、被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

〈設例2〉



〈設例 3〉

被相続人甲（令和 3 年 6 月 9 日死亡）

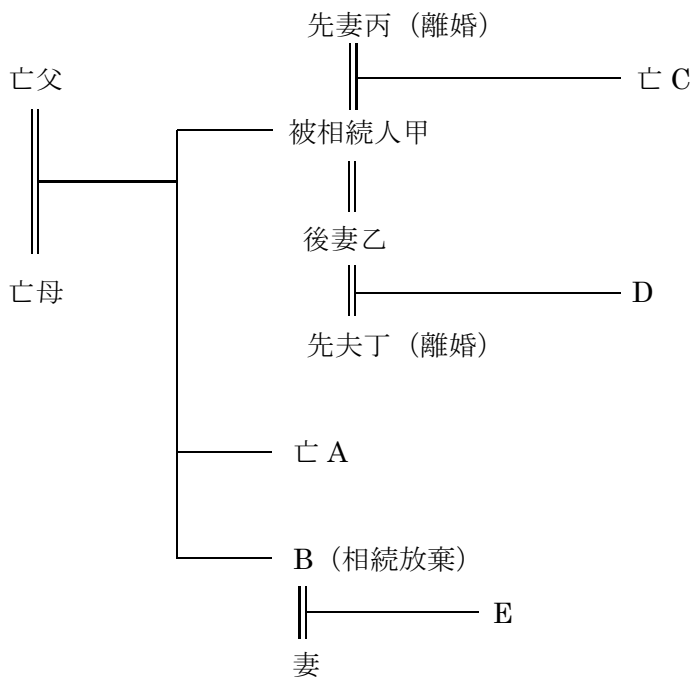


※ 1 A は、平成 24 年 10 月 15 日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

※ 2 B は、平成 23 年 1 月 10 日に出生している。

※ 3 C は、平成 29 年 3 月 7 日に出生している。

〈設例 4〉



第2問 次の【資料】により、子A及び子Bに係る納税猶予税額及び納付すべき相続税額を求めなさい。なお、算出相続税額を求める場合のあん分割合は、端数を調整しないで計算するものとする。また、相続税の速算表は、**第3問【資料2】**（16頁）を参照すること。（20点）

【資料】

- 1 被相続人甲は、令和3年3月10日に死亡したが、その死亡の日まで、製造業を営む株式会社X社（以下「X社」という。）の経営を行っていた。
- 2 X社の株式は取引相場のない株式に該当する。
 なお、X社及びX社株式は、租税特別措置法第70条の7の6に規定する「特例認定承継会社」及び「特例対象非上場株式等」としての要件を満たしている。
- 3 被相続人甲の死亡に伴い、被相続人の配偶者である配偶者乙、被相続人甲の子である子A及び子Bが、被相続人甲の遺産を相続により取得している。なお、被相続人甲が所有していたX社株式は、役員としてX社の業務に携わっていた子A及び子Bが取得することとなった。
- 4 子A及び子Bは、租税特別措置法第70条の7の6に規定する「特例経営承継相続人等」としての要件を満たしている。
- 5 被相続人甲の法定相続人は、配偶者乙、子A及び子Bの3人である。
- 6 各相続人等の課税価格及び各人の算出相続税額は以下のとおりである。なお、子A及び子Bについては、生前に被相続人甲から贈与を受けた事実はなく、税額控除の規定についても適用を受けるものはない。

（単位：円）

項目	相続人		
	配偶者乙	子A	子B
(1) 特例対象非上場株式等の価額	—	300,000,000	100,000,000
(2) (1)以外の相続財産の価額	120,000,000	50,000,000	50,000,000
(3) みなし取得財産	100,000,000	20,000,000	50,000,000
(4) 課税価格（1,000円未満切捨）	220,000,000	370,000,000	200,000,000
(5) (4)を基に計算した各人の算出相続税額	71,820,200	120,788,600	65,291,100

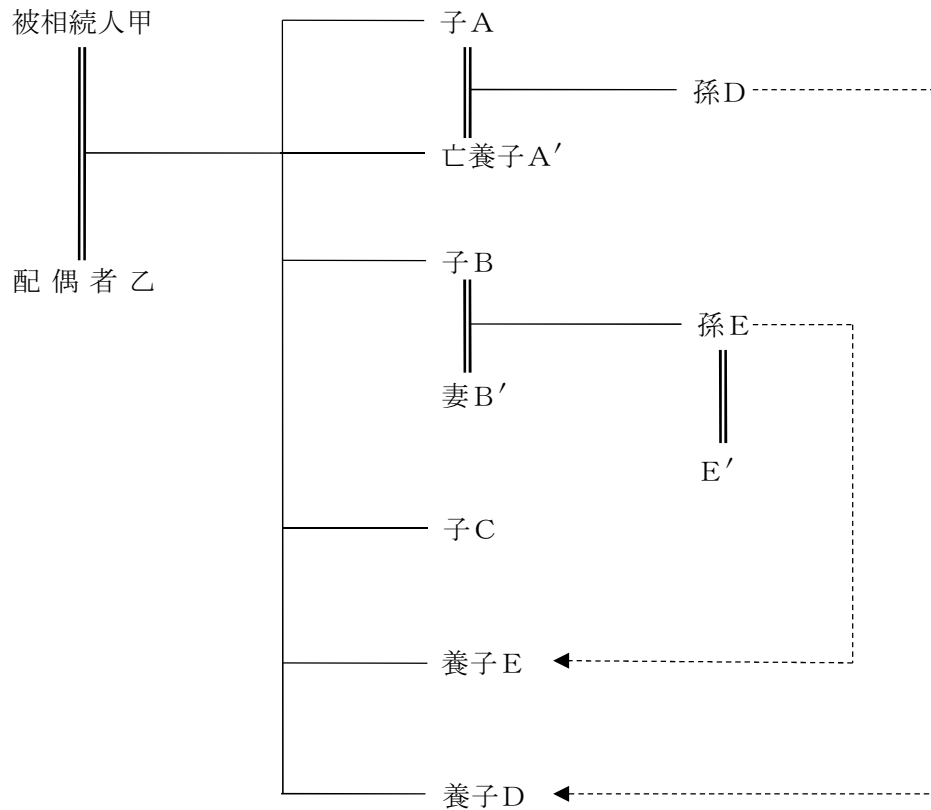
第3問 被相続人甲の相続人及び受遺者（以下「相続人等」という。）の納付すべき相続税額に関する【資料1】及び【資料2】に基づいて、各相続人等の納付すべき相続税額を計算の根拠を示しながら求めなさい。（60点）

なお、解答は、次に掲げる指示に従って行うこと。

- 1 解答は、解答用紙の所定の箇所に記入する。
- 2 課税価格の計算のうち、小規模宅地等の特例については、解答用紙の1(4)「小規模宅地等の特例の計算」欄に記入することとし、その特例の適用を受ける財産については解答用紙の1(1)「相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算」の「課税価格に算入される金額」欄に、その特例の適用を受ける前の評価額を記入する。
- 3 各相続人等の課税価格に算入する金額の計算に当たって2以上の計算方法がある場合には、設問中に特に指示されている事項を除き、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。
- 4 各相続人等の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数を調整しないで計算する。
- 5 金額欄に該当するものがない場合には、「——」を記入すること。また、非課税や課税関係のない場合などは、その旨を計算過程に示すこと。

【資料1】

- 1 被相続人甲は、令和3年3月6日に自宅で死亡し、相続人等は全員同日中に、その事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- (注) 1 被相続人甲は、昭和9年10月12日生まれで、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。
- 2 相続人等は、相続開始時において日本国内に住所を有しており、特に記載のある者を除き全ての相続人等はすべて20歳以上である。
- 3 孫Dは、平成29年10月に、孫Eは、平成30年4月に被相続人甲と適法に養子縁組をしている。
- 4 亡養子A'は、平成27年6月に被相続人甲と適法に養子縁組をしている。なお、亡養子A'は、平成29年5月に死亡している。
- 5 子C（昭和45年5月3日生）は、被相続人甲の死亡に係る相続について、適法に相続放棄をしている。
- 6 養子D（平成10年4月9日生）は、現在大学生である。

- 7 養子E（昭和63年3月17日生）は、令和2年11月に結婚している。
- 8 配偶者乙（昭和12年8月22日生）は、被相続人甲と同居していたが、その他の相続人等は独立して生計を営んでいた。

3 被相続人甲の遺産（財産の所在は、すべて日本国内である。）に関して判明している事項は次のとおりである。なお、遺産のうち（1）から（4）については、被相続人甲が適法な手続きにより作成した公正証書遺言により、それぞれ次の（1）から（4）のとおり受遺者に遺贈されており、それぞれの受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。これら以外の遺産等については、令和3年10月20日に共同相続人間で適法に分割の協議が行われ「4 その他の財産」のとおり財産を取得した。

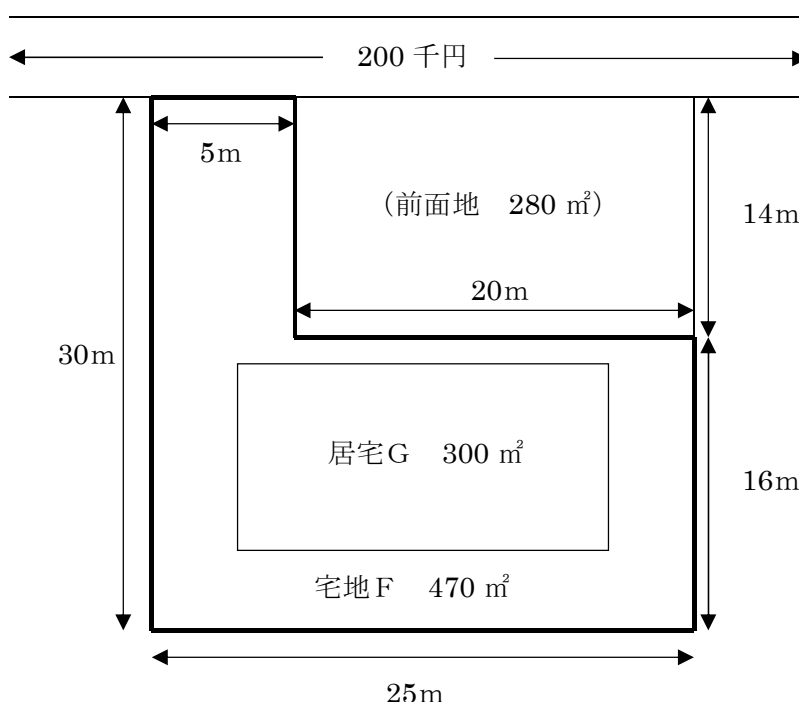
- （注）1 宅地等及び建物は、特に示したものを除き、すべて借地権割合が60%、借家権割合が30%である地域（都市計画区域内）に所在しているものとする。
- 2 宅地の評価において、地積規模の大きな宅地を考慮する必要はない。
 - 3 取引相場のない株式の評価上、評価差額に対する法人税額等に相当する金額を計算する場合の率は37%とする。
 - 4 源泉徴収されるべき所得税等の額に相当する金額を控除する場合の税率は、利子所得、上場株式等の配当等：20.315%、上場株式等の配当等：20.42%とする。ただし、法人が有する預貯金の評価につき、既経過利子の額を計算する必要がある場合の源泉徴収税率は、15.315%とする。

(1) 宅地F (470㎡)の持分10分の7及び居宅Gの持分10分の7は、配偶者乙へ遺贈する。

宅地Fは路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。

居宅G（建物全体の固定資産税評価額20,000,000円）は、この宅地Fの上に存するものであり、従前から被相続人甲と配偶者乙が居住する自宅である。配偶者乙は、相続税の申告期限まで引き続き居宅Gに居住している。

宅地Fの持分10分の3及び居宅Gの持分10分の3は、平成30年11月25日に被相続人甲から配偶者乙に対して贈与され、配偶者乙は平成30年分の贈与税の申告において、相続税法第21条の6に規定する「贈与税の配偶者控除」の規定の適用を受けている。

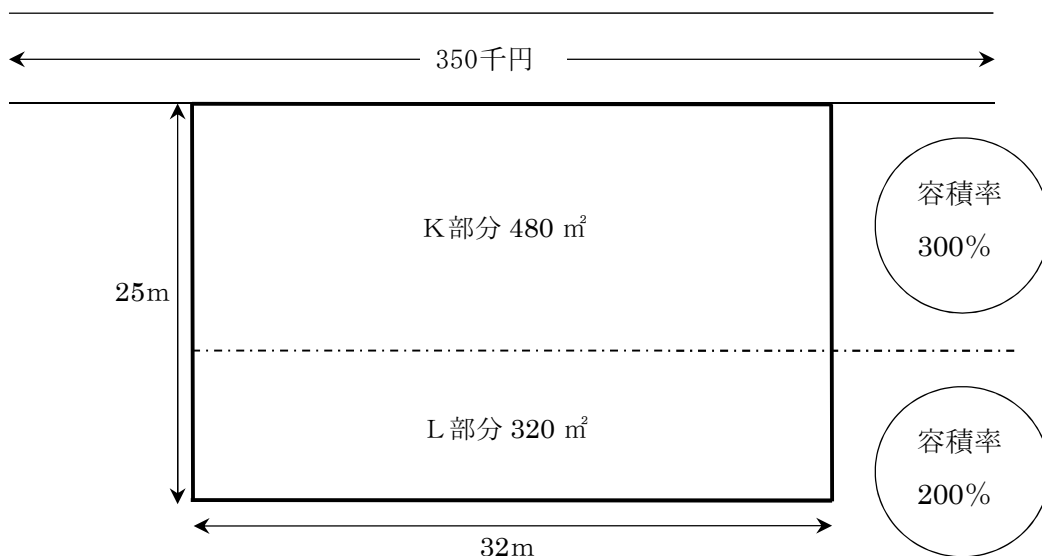


(2) 宅地I (800㎡)及び建物Jは、子Aへ遺贈する。

宅地Iは路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。

建物Jは、宅地Iの上に建てられている4階建ての建物（床面積は、1階から3階までは1戸当たり80㎡であり、4階は1戸100㎡である。戸数は、1階から3階までが5戸ずつ、4階が1戸であり、全16戸である。）で、固定資産税評価額は60,000,000円である。この建物は、4階部分を除き、賃貸用であるが相続開始時において全16戸のうち、1階及び2階につき1戸ずつ空室であった。4階部分は、子A及び養子Dの居住用として使用貸借（子A及び養子Dは、被相続人甲と生計を一にしていない。）により貸し付けられていた。これらの使用状況は、被相続人甲に係る相続税の申告期限まで継続されている。

なお、1階から3階部分の賃料はすべて毎月末に支払う契約となっており、相続開始時において収入すべき家賃で未収となっているものはない。

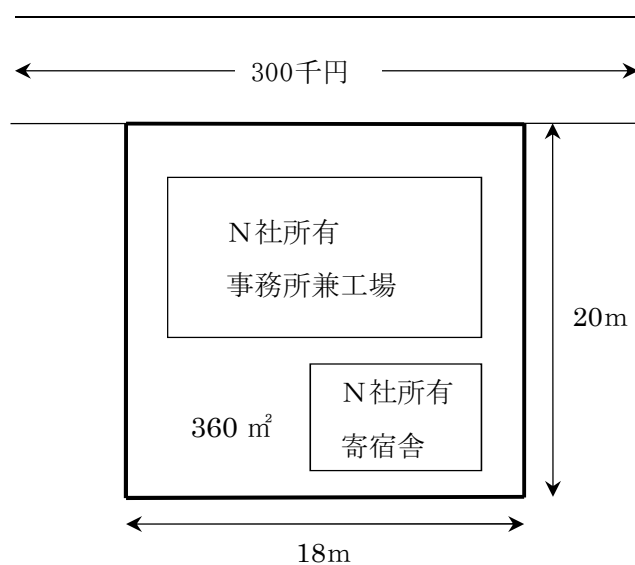


(3) 宅地M (360m²) は、養子Eへ遺贈する。

宅地Mは路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。

この宅地Mは、被相続人甲がN株式会社（以下「N社」という。）へ賃貸借契約によりN社に対し相当の地代で貸し付けているものであり、N社は、この宅地Mの上に事務所兼工場及び寄宿舍を建てて、自社の事業の用に供している。この貸付けに当たり、権利金の授受はなく、土地の無償返還に関する届出書が所轄税務署長に提出されている。また、相続開始時において未収地代がなかった。

なお、宅地Mを取得した養子Eは、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、N社に対する宅地Mの賃貸借を継続しており、N社は同社の事業の用に供している。



(4) N社の株式 30,000 株は、子Bに 10,000 株、養子Dに 3,000 株、養子Eに 17,000 株をそれぞれ遺贈する。

この株式の評価に必要な資料は次のとおりである。

イ N社の資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいう。）は、50,000,000円であり、発行済株式数は100,000株（全て普通株式であり、議決権は100株につき1個とする。）である。

ロ N社の事業年度は1年で、決算期は1月末である。

ハ N社は繊維工業を営む会社で、その株式は「取引相場のない株式」であり、その評価上の区分は中会社であり、Lの割合は0.75である。

なお、N社は直前期以前の繰越欠損金はなく、株式等保有特定会社及び土地保有特定会社のいずれにも該当しない。また、比準要素の3要素ともプラスである。

ニ 相続開始直前の株主の構成は次のとおりである。

株主の氏名等	所有株式数
被相続人甲	30,000株
配偶者乙	5,000株
子B	45,000株
妻B'	3,000株
N社の取引先10名	17,000株
合計	100,000株

（注）「N社の取引先10名」は、各者とも相互に同族関係者に該当しない。

ホ N社の役員のうち相続開始直前における被相続人甲及びその親族は、以下のとおりである。

代表取締役 子B

取締役 被相続人甲

監査役 妻B'

ヘ 相続開始の直前に終了した事業年度末を基準に算定したN社株式の評価額の計算の基礎となる類似業種比準価額は600円である。

ト N社株式に係る配当の状況は次のとおりである。

なお、配当金は、全て毎年1月末日の決算日を基準日として支払われている。

令和2年1月期末以前1年間の年配当金額 5,000,000円

令和3年1月期末以前1年間の年配当金額 5,000,000円

チ N社の令和3年1月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

(単位：円)

資産の部	金額	負債の部	金額
現金	5,050,000	支払手形	8,000,000
預金	55,000,000	買掛金	16,173,000
受取手形	18,000,000	未払金	3,000,000
売掛金	60,000,000	借入金	120,000,000
貸付金	3,000,000	貸倒引当金	6,480,000
有価証券	20,000,000	退職給付引当金	24,000,000
棚卸資産	9,050,000		
土地	20,000,000		
建物	35,000,000		
機械装置	30,000,000		
車両運搬具	3,000,000		
器具備品	2,000,000		
開発費	5,560,000		
合計	265,660,000	合計	177,653,000

- (注) 1 N社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。
- 2 「預金」のうち20,000,000円は定期預金であるが、この定期預金に係る相続開始時における既経過利子の金額は4,000円、源泉徴収されるべき所得税等の金額は612円である。
- 3 「受取手形」には、令和3年10月に支払期限が到来するものが8,000,000円あり、相続開始時において金融機関で割引を行った場合の割引料は550,000円である。これ以外はすべて令和3年5月までに手形期日が到来する。
- 4 「売掛金」のうち、O社に対する売掛金については相続開始時において4,510,000円の回収不能額が見込まれている。
- 5 「貸付金」には、被相続人甲に対するものが1,000,000円含まれている。N社の被相続人甲に対する債権は、子Bの債務として承継することが令和3年10月20日の相続人間の協議により合意されている。
- 6 「有価証券」は、N社が有する株式会社P社（以下「P社」という。）20,000株である。

P社の株式は、金融商品取引所に上場されている株式であり、1株当たりの相続

税評価額は1,600円である。

- 7 「土地」（面積200㎡、路線価は200,000円）はN社の倉庫の敷地である。
- 8 「建物」は、N社の事務所兼工場、寄宿舍及び倉庫の簿価の合計であり、固定資産税評価額はそれぞれ20,000,000円、8,000,000円及び3,000,000円である。
- 9 「退職給付引当金」は、従業員の退職に備えて引き当てられているものである。
- 10 相続開始の直前に終了した事業年度に係る法人税等の未払いの金額は10,000,000円、消費税等の未払いの金額は5,000,000円である。
- 11 令和3年度の固定資産税の納税通知書（納めるべき固定資産税1,701,800円）が、令和3年4月9日に到着している。
- 12 N社は、令和3年3月26日定時株主総会で、1月末日を基準日、3月末日を交付の効力発生日として一株当たり50円の配当金（利益剰余金の分配）の支払を決議した。
- 13 N社は、令和3年3月26日定時株主総会で、被相続人甲の死亡退職に伴い30,000,000円の死亡退職金と月額報酬200,000円の6か月分に相当する1,200,000円の弔慰金の支給を決議した。死亡退職金及び弔慰金は配偶者乙に支給された。
なお、被相続人甲は、業務上の死亡ではない。また、被相続人甲に対する未払いの役員報酬・賞与はない。
- 14 N社は、令和3年3月26日定時株主総会で、増員の取締役として養子Eを選任し、養子Eは取締役就任した。
なお、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、引き続き子Bが代表取締役、養子Eが取締役、妻B'が監査役の任にある。

4 その他の財産

(1) 仏壇

この仏壇は、被相続人甲の父から被相続人甲が承継していたものであり、購入価格は不明である。なお、精通者によると相続開始時における評価額は500,000円である。この仏壇は日常礼拝の用に供されているものである。この仏壇は、共同相続人の協議により、子Aが取得した。

(2) 被相続人甲のQ銀行本店普通預金

相続開始時における残高は30,000,000円であった。この預金は共同相続人の協議により、配偶者乙が15,000,000円、子Bが5,000,000円、養子Dが10,000,000円を取得した。

(3) 家庭用財産

課税価格に算入すべき家庭用財産の金額は、1,000,000円である。この家庭用財産は共同相続人の協議により、配偶者乙が取得した。

5 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区分	R生命保険	S生命保険	T生命保険
保険契約者	被相続人甲	被相続人甲	配偶者乙
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲
保険料負担者	被相続人甲	被相続人甲 1 / 2 配偶者乙 1 / 2	被相続人甲
保険金受取人	配偶者乙	子A	子C
保険金額	20,000,000円	27,000,000円	20,000,000円
払込済保険料	12,000,000円	16,000,000円	8,000,000円

(注) 1 生命保険契約は、いずれも日本に本店のある生命保険会社との契約である。

2 R生命保険の保険金額20,000,000円は、10年間にわたり毎年2,000,000円ずつ支払われるものの総額である。この契約に係る予定利率は年1.5%である。なお、定期金に代えて一時に支払いを受けるとした場合の金額は、18,500,000円である。また、相続開始時において、この保険契約を解約するとした場合に支払われる解約返戻金の額は、5,000,000円である。

6 被相続人甲に係る債務は上記に掲げるものを除き、次のとおりであり、それぞれに掲げる者が負担した。

- (1) 被相続人甲の所得税及び復興特別所得税の準確定申告に係る所得税及び復興特別所得税額 250,000円 配偶者乙が負担
- (2) 令和3年度住民税 400,000円 配偶者乙が負担
- (3) 令和3年度固定資産税 1,800,000円 子Aが負担
- (4) 未払医療費 400,000円 配偶者乙が負担

7 被相続人甲の葬儀等に要した諸費用は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。

通夜の費用（寺院への支払）：300,000円、葬儀の費用（寺院への支払）：1,200,000円、戒名料：500,000円、香典返戻費用：700,000円、通夜・葬儀の費用（葬儀会社への支払）：3,000,000円。

なお、通夜・葬儀の参列者から受領した香典2,000,000円は配偶者乙が受領した。

8 被相続人甲の生前において、被相続人甲の相続人等は、次のとおり贈与を受けており、令和2年分までの贈与税の申告、納付が必要なものについては、適法に手続を済ませている。

なお、受贈者はいずれも、本間に記述がある者からの贈与以外の贈与は受けていない。

贈与年月日	贈与者	受贈者	受贈財産	贈与時の価額
平成29年1月5日	被相続人甲	子 C	建物及び宅地	35,000,000円
平成30年11月25日	被相続人甲	配偶者乙	宅地Fの持分10分の3及び 居宅Gの持分10分の3	30,000,000円
令和元年8月31日	被相続人甲	養子E	現金	10,000,000円

(注) 1 子Cは、平成29年の贈与税の申告において、特定贈与者を被相続人甲として、相続税法第21条の9に規定する相続時精算課税の適用を受けている。子Cは、平成29年分以前に相続時精算課税の適用を受けたことはない。

2 平成30年11月25日に贈与を受けた宅地Fの持分10分の3及び居宅Gの持分10分の3の贈与時の価額は、それぞれ持分10分の3に相当する金額であり、この贈与につき配偶者乙は平成30年分の贈与税の申告において、相続税法第21条の6に規定する「贈与税の配偶者控除」の規定の適用を受けている。

3 令和元年8月31日に養子Eが受けた現金の贈与については、非課税拋出額を10,000,000円とする結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、租税特別措置法第70条の2の3第1項（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定の適用を受けている。

なお、被相続人甲の相続開始の日における、養子Eの租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した管理残額は4,800,000円である。

【資料2】

1 宅地等の価額を求める場合における奥行価格補正率等（抜粋）

(1) 奥行価格補正率

(普通住宅地区)		(普通商業・併用住宅地区)	
8 m以上 10m未満	0.97	8 m以上 10m未満	0.97
10m以上 24m未満	1.00	10m以上 12m未満	0.99
24m以上 28m未満	0.99	12m以上 32m未満	1.00
28m以上 32m未満	0.98	32m以上 36m未満	0.98
32m以上 36m未満	0.96		

(2) 間口狭小補正率

(普通住宅地区)		(普通商業・併用住宅地区)	
4 m未満	0.90	4 m未満	0.90
4 m以上 6 m未満	0.94	4 m以上 6 m未満	0.97
6 m以上 8 m未満	0.97	6 m以上	1.00
8 m以上	1.00		

(3) 奥行長大補正率

(普通住宅地区)		(普通商業・併用住宅地区)	
2 以上 3 未満	0.98	2 以上 3 未満	1.00
3 以上 4 未満	0.96	3 以上 4 未満	0.99
4 以上 5 未満	0.94	4 以上 5 未満	0.98
5 以上 6 未満	0.92	5 以上 6 未満	0.96
6 以上	0.90	6 以上 7 未満	0.94
		7 以上 8 未満	0.92
		8 以上	0.90

(4) 地積区分表

地区区分 \ 地積区分	A	B	C
	普通住宅地区	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満
普通商業・併用住宅地区	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上

(5) 不整形地補正率

地区区分 地積区分 かげ地割合	普通住宅地区			普通商業・併用住宅地区		
	A	B	C	A	B	C
25%以上	0.92	0.95	0.97	0.96	0.98	0.99
30%以上	0.90	0.93	0.96	0.94	0.97	0.98
35%以上	0.88	0.91	0.94	0.92	0.95	0.98
40%以上	0.85	0.88	0.92	0.90	0.93	0.97

(6) 容積率が価額に及ぼす影響度

(普通住宅地区)

0.1

(普通商業・併用住宅地区)

0.5

2 予定利率（年 1.5%）に応ずる複利年金現価率

10 年…9.222

3 贈与税の速算表

(1) 相続税法第 21 条の 7 の規定に係る贈与税の速算表（一般税率）

基礎控除後の 課税価格	税率 (%)	控除額	基礎控除後の 課税価格	税率 (%)	控除額
2,000 千円以下	10	0 千円	10,000 千円以下	40	1,250 千円
3,000 千円以下	15	100 千円	15,000 千円以下	45	1,750 千円
4,000 千円以下	20	250 千円	30,000 千円以下	50	2,500 千円
6,000 千円以下	30	650 千円	30,000 千円超	55	4,000 千円

(2) 租税特別措置法第 70 条の 2 の 5 の規定に係る贈与税の速算表（特例税率）

基礎控除後の 課税価格	税率 (%)	控除額	基礎控除後の 課税価格	税率 (%)	控除額
2,000 千円以下	10	0 千円	15,000 千円以下	40	1,900 千円
4,000 千円以下	15	100 千円	30,000 千円以下	45	2,650 千円
6,000 千円以下	20	300 千円	45,000 千円以下	50	4,150 千円
10,000 千円以下	30	900 千円	45,000 千円超	55	6,400 千円

4 相続税の速算表

各法定相続人の 取得金額	税率 (%)	控除額	各法定相続人の 取得金額	税率 (%)	控除額
10,000 千円以下	10	0 千円	200,000 千円以下	40	17,000 千円
30,000 千円以下	15	500 千円	300,000 千円以下	45	27,000 千円
50,000 千円以下	20	2,000 千円	600,000 千円以下	50	42,000 千円
100,000 千円以下	30	7,000 千円	600,000 千円超	55	72,000 千円